

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由																		
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>教育担当副学長</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の<u>副学長</u>をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="176 1002 1010 1273"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入試広報小委員会</td> <td>・教育研究評議員を兼ねる農学府、工学府及び生物システム応用科学府副部局長 各1人 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	(略)	(略)	(略)	入試広報小委員会	・教育研究評議員を兼ねる農学府、工学府及び生物システム応用科学府副部局長 各1人 (略)	(略)	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>理事(教育担当)</u></p> <p>(2)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号の<u>理事</u>をもって充て、副委員長は委員の互選により選出する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="1072 1002 1906 1313"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>入試広報小委員会</td> <td>・教育研究評議員を兼ねる農学府及び工学府の副部局長 各1人 ・生物システム応用科学府副府長 1人 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	(略)	(略)	(略)	入試広報小委員会	・教育研究評議員を兼ねる農学府及び工学府の副部局長 各1人 ・生物システム応用科学府副府長 1人 (略)	(略)	
小委員会名称	委員構成	所掌事項																		
(略)	(略)	(略)																		
入試広報小委員会	・教育研究評議員を兼ねる農学府、工学府及び生物システム応用科学府副部局長 各1人 (略)	(略)																		
小委員会名称	委員構成	所掌事項																		
(略)	(略)	(略)																		
入試広報小委員会	・教育研究評議員を兼ねる農学府及び工学府の副部局長 各1人 ・生物システム応用科学府副府長 1人 (略)	(略)																		

附 則 (細則第4号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。